

石川県公報

令和6年3月14日(木曜日)

号 外

(第17号)

目 次

訓 令	人事委員会
○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正 (人事課) 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 2
土木部(水道用水供給事業) ○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 2	

訓 令

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員特殊勤務手当支給規程(昭和35年石川県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

石川県知事 馳 浩

第5条第1項中「の定める」を「が定める」に改める。

第6条中「第6条の3の3第1項第2号」を「第6条の3の3第1項第3号」に改め、「看護補助者」の次に「(前項に規定する職員を除く。)」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条の3の3第1項第2号及び第4号に規定する知事が指定する職員は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1区分番号A101、A106注9、A207-3、A211、A214、A306、A308、A308-3注4、A309、A311-2、A312、A314、A318又はA319の診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者とする。

本則に次の1条を加える。

(特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第9条 条例第9条の2第1項第11号に規定する知事が認める作業は、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う次に掲げる作業とする。

- 避難所の運営その他これに類する作業
- 罹災証明に係る家屋の調査その他これに類する作業
- 保健医療活動チーム(日本DMAT活動要領(平成18年4月7日付医政指発第0407001号)に規定する保健医療活動チームをいう。)その他これに類する重大な災害時に派遣されるチームの業務として従事する作業
- 令和6年能登半島地震による災害に係る応急対策のために行う災害警備及び遭難救助の作業

2 条例第9条の2第2項第8号に規定する知事が定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 前項第1号から第3号までに掲げる作業 710円
- 前項第4号に掲げる作業 1,080円

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第6条の規定は令和6年2月1日から、改正後の第9条の規定は同年1月1日から適用する。

土木部 (水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

石川県知事 馳 浩

第4条第2項の表中

豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある送水・浄水施設において行う巡回監視又は当該送水・浄水施設における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)	巡回監視1日につき	を
	710円	
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある送水・浄水施設において行う巡回監視又は当該送水・浄水施設における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)	応急作業等1日につき	を
	1,080円	

豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある送水・浄水施設において行う巡回監視又は当該送水・浄水施設における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)	巡回監視1日につき 710円 応急作業等1日につき 1,080円
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う避難所の運営その他これに類する作業又は罹災証明に係る家屋の調査その他これに類する作業(以下「避難所運営作業等」という。)	1日につき 710円

に改め、同表備考中「応急作業等」の次に「及

び避難所運営作業等」を加える。

第7条中「認められる職員」の次に「、条例第6条の5に規定する住居に準ずる場所、休暇により勤務しない時間その他の時間及び当該場所において正規の勤務時間の全部を勤務する期間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第4条第2項の表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の四の十八の次に次の七条を加える。

(在宅勤務等手当)

第五十七条の四の十九 条例第十条の七第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

第五十七条の四の二十 条例第十条の七第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 勤務時間条例第四条第一項及び学校職員勤務時間条例第五条第一項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第十二条第一項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

第五十七条の四の二十一 条例第十条の七第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

第五十七条の四の二十二 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十条の七第一項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

第五十七条の四の二十三 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

第五十七条の四の二十四 職員が新たに条例第十条の七第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第五十七条の四の二十五 任命権者は、在宅勤務等手当の支給を受ける職員について別記第六号の四様式の在宅勤務等手当支給調書を備えなければならない。

第六十七条の五中「別記第六号の四様式」を「別記第六号の五様式」に改める。

第七十六条の十一の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(災害派遣手当)」を付す。

第七十六条の十二を削り、第七十六条の十三中「及び支給」を削り、同条を第七十六条の十二とし、第七十六条の十三の二の前の見出しを削り、同条を第七十六条の十三とし、同条の前に見出しとして「(通勤手当)」を付す。

第七十六条の十八第一項第二号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第七十六条の十九中「適用する場合を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二十二條の六第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第七十七条の三第一項及び第三項中「及び管理職員特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第六号の四様式を別記第六号の五様式とし、別記第六号の三様式の次に次の一様式を加える。
別記第6号の4様式(第57条の4の25関係)

在宅勤務等手当支給調書

勤務公署 氏名 職

3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた期間 年 月 から 年 月 まで

支給開始月の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

2箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

3箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

4箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

5箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

6箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

7箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

8箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

9箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

10箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

11箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

12箇月目の初日の状況

Table with 14 columns: 月数, 1-12箇月目, 月平均日数, 支給可否. Includes rows for month numbers and days of home work.

備考

Large empty box for additional notes.

記入上の注意

「月平均日数」の算出は、「3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた期間」の各月の在宅勤務等の日数を合算した日数を、当該期間の月数で除して得た日数(小数点以下1位未満は切り上げる。)とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。